



仁井弁護士

仁井弁護士による講演は、「カーゴクレーム」、運送中の荷物の破損に

「受取拒否貨物」発生時の対応等説明

開始時の正常は、運送人がその時に貨物の状態を確認できるかどうかで変化しなければならないと述べた。

運送人の責任区間での事故の発生について

は、運送開始時に貨物が正常で、終了時に異常な状態であることを立証しなければならないとし、

貨物の状態を確認できない運送書類、運送人が

は、貨物自体の損害を立証しなければならないと

いふべきだと説明した。

また、サーベイに関してはいつ検査したかが重要

ことであることを立証しなければならないと

いふべきだと説明した。

最後に、東京海上日動

がよいと解説した。

(株)インターリンク 東京海上日動

「国際輸送のトラブル対応」テーマにセミナー カーゴクレーム発生時のポイント解説

国際輸送に関するリスクヘッジを専門に行う保険代理店㈱インターリンクは昨年11月20日、東京都千代田区の常盤橋タワーで、「国際輸送におけるトラブル時の対応」、運送取扱人(取次運送)の責任・FCR発行の実務について」と題したセミナーを、東京海上日動と共同で開催した。当日はセミナーのテーマに基づく仁井稔大弁護士(仁井法律事務所)による講演が行われ、フォワーダー、通関業者、運送業者、荷主ら約60人が参加した。

仁井弁護士による講演は、「カーゴクレーム」、運送中の荷物の破損に

関わる「カーゴクレーム」について、荷主が証明すべきものとして①運送契約②運送人の責任区間での事故の発生③損害の発生の三つを挙げ、①運送契約については、本

の区別に十分注意しなが

ら、荷送人、荷受け人、運

送人が誰かを確認しなけ

ればならないと述べた。

②運送人の責任区間で

の事故の発生について

は、運送開始時に貨物が

正常で、終了時に異常な

状態であることを立証し

なければならぬとし、

貨物の状態を確認でき

る運送人詰コンテナ貨物

などでは「リマークがな

ど」などと分かるクロ

トや荷主の工場や倉庫で

の管理データ」などが必

要とした。

③損害の発生について

は、貨物自体の損害を立

証しなければならぬと

いふべきだと説明した。

また、サーベイに関してはいつ検査したかが重要

ことであることを立証しなければならぬと

いふべきだと説明した。

最後に、東京海上日動

がよいと解説した。

なるため、損害発生後は迅速にサービスを実行してもらいたいことも重要なと述べた。

「貨物受取拒否」については、到着地の状況確認が大切だし、荷受け人は引取義務がないことを説明した上で、コンテナデマレージや倉庫での保管料の発生を防ぐため、貨物をコンテナから出した上で、代理店であれば自社倉庫、運送人

では、運送開始時の貨物状態の分かる証拠とし、バンニングレポートや荷主の工場や倉庫での管理データ」などが必要とした。

貨物の状態を確認できれば、梱包された箱の損壊具合などではなく、箱の中身が壊れていることま

でしっかりと分かるクロトや荷主の工場や倉庫での管理データ」などが必

要とした。

貨物の状態を確認できれば、梱包された箱の損壊具合などではなく、箱の中身が壊れていることまでしっかりと分かるクロトや荷主の工場や倉庫での管理データ」などが必

要とした。

「FCR」について明し、フォワーダーが運送取扱人として手配した責任制限の他、デマレージが起きた際にシッパー

や荷主に請求できることなどが書かれた標準取引条件を記したものだと説

いては、「FCR」について明し、フォワーダーが運送取扱人として手配した責任制限の他、デマレージが起きた際にシッパー

や荷主に請求できることなどが書かれた標準取引条件を記したものだと説

いては、「FCR」について明し、フォワーダーが運送取扱人として手配した責任制限の他、デマレ

ジヘッジに有用だと紹介された。最後に、東京海上日動終了した。

平氏が登壇し、FCRの発行、保険でのリスクヘッジによる同社

のリスクマネジメント支援を紹介してセミナーは

総合営業第一部の伊藤文

平氏が登壇し、FCRの発行、保険でのリスクヘッジによる同社